

# 基本構想

---

## 1 策定の趣旨

- ◆ 大分市では、2006(平成18)年に改正された教育基本法第17条第2項に基づき、本市教育行政の方向や施策を明らかにした「大分市教育ビジョン」を2008(平成20)年度に策定し、「豊かな人間性の創造」、「人権を尊重する社会づくりの推進」などを基本的な施策とするさまざまな具体的施策を学校、家庭、地域との連携・協力のもと、計画的に推進してまいりました。

このようななか、国においては、2018(平成30)年度からの5年間を実施期間とする「第3期教育振興基本計画」について中央教育審議会に諮問するなど、新たな計画の策定に向けた検討が進められています。

本市におきましても、基本構想の期間を9年間としておりました現行の大分市教育ビジョンが2016(平成28年度)をもって満了することから、教育を取り巻く社会の動向を踏まえるとともに、これまでの計画を見直し、本市教育の一層の振興を図るために必要な施策等を総合的・体系的に示す新たな「大分市教育ビジョン」を策定するものです。

## 2 位置付け

- ◆ 「大分市教育ビジョン2017」は、本市の最上位計画である「大分市総合計画 おおいた創造ビジョン2024」の基本理念の実現を教育の分野から目指すものとして位置付け、「大分市教育大綱」の趣旨を反映させるとともに、教育基本法第17条第2項に規定される各地方公共団体が策定する「教育振興基本計画」として位置付けます。

## 3 対象範囲

- ◆ 本市教育委員会が所管する施策や事業を対象としています。

本計画の対象範囲に含まれない施策や事業で、教育委員会が関係するものについては、「大分市総合計画 おおいた創造ビジョン2024」及び他の分野計画などに基づき、関係部局と連携しながら推進します。

## 4 計画の期間

- ◆ 「大分市教育ビジョン2017」は、「大分市総合計画 おおいた創造ビジョン2024」との整合性などを総合的に考え、基本構想の目標年度を2017(平成29)年度から2024年度までの8年間としています。

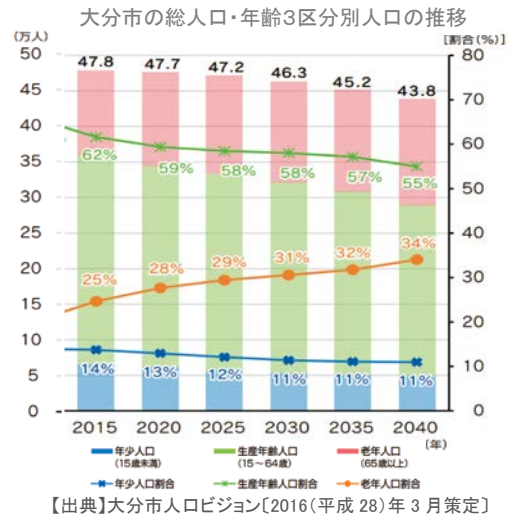
2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
● 大分市総合計画 おおいた創造ビジョン2024 <基本構想 (2017(H29)年度～2024年度)>								
基本計画〈第Ⅰ期〉2016(H28)年度～2019年度				〈第Ⅱ期〉2020年度～2024年度				
《4年間》				《5年間》				
● 大分市教育大綱 2016(H28)年度～2019年度								
● 大分市教育ビジョン2017 <基本構想 (2017(H29)年度～2024年度)>								
基本計画(第Ⅰ期)2017(H29)年度～2019年度				〈第Ⅱ期〉2020年度～2024年度				
《3年間》				《5年間》				

## 5 教育を取り巻く社会の動向

### ◆ 少子高齢化・人口減少社会の到来

我が国の人口は、2060年には、2010(平成22)年比約3割減の約9千万人まで減少し、そのうちの約4割が65歳以上の高齢者となることが予想されています。このような急激な少子化・高齢化の進展に伴う人口構造の変化により、経済規模の縮小や労働力の低下、社会保障費の増大などが懸念されています。

こうしたことを踏まえ、基礎自治体においても、人口減少の克服に取り組むなか、地域の特徴を生かした持続可能な社会を創造する取組が求められています。



### ◆ グローバル化と情報通信技術の進展

グローバル化や情報技術の進展に伴い、人・情報・経済やさまざまな文化・価値観が国を越え流動化するなど、変化の激しい社会に移行しています。また、SNS<sup>※1</sup>などによる情報共有は、かつてないスピードで進んでおり、政治、経済にまで大きな影響を与えるようになっていきます。

現在、こうした状況に対応できるよう、新たな知識や専門的能力を有し、国際社会で活躍できる人材の育成が求められています。

### ◆ 子どもの貧困対策

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子どもの貧困対策が重要となっています。国においては、2013(平成25)年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を定めるとともに、翌、2014(平成26)年には、子どもの貧困対策を総合的に推進するための「子供の貧困対策に関する大綱」を策定しました。

地方公共団体においても、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定・実施し、子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会を実現することが求められています。

### ◆ 地球規模の問題

地球温暖化等の環境問題や食料・エネルギー問題、民族・宗教紛争など、さまざまな地球規模の課題に直面している現在、かつてのような物質的豊かさのみの追求という視点から脱却し、持続可能な社会の構築に向けて取り組んでいくことが重要です。こうした課題を解決する上から、身近な課題について自分たちができることを考え行動していくという学びが重要となっており、将来にわたって持続可能な社会を構築する担い手をはぐくむ教育(ESD<sup>※2</sup>)の推進が求められています。

※1 SNS…ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略。ネット上で共同体を構築できるサービス。参加者は、プロフィールや趣味を公開し、日記の掲載、情報交換などを行うもの。

※2 ESD…持続可能な開発のための教育(Education for Sustainable Development)の略。環境、貧困、人権、平和、開発といったさまざまな現代社会の課題を自らの問題としてとらえ、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そして、それにより持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のこと。

## ◆ 地域社会のつながりの希薄化

都市化・過疎化の進行、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化等により、地域社会等のつながりや支え合いによるセーフティネット機能の低下が指摘されています。

一方で、東日本大震災により、コミュニティにおける人と人とのつながりや支え合いの重要性が改めて認識されるなど、人の絆を大切にする活力ある社会を形成することが求められています。学校においては、地域住民の連携・協力をはじめとして学びを通じたコミュニティの形成をより積極的に進めていくことが求められています。



## ◆ 社会を挙げてのスポーツ・文化芸術の振興

日本では、2019年に「ラグビーワールドカップ2019」、2020年に「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催が予定されており、スポーツ振興の機運が高まっています。

また、国内でのこうした国際的なスポーツイベントの開催は、我が国の文化芸術の魅力を世界に示すとともに、文化芸術を通じて世界に大きく貢献するまたとない機会でもあることから、文化芸術振興の機運も高まっており、社会を挙げてスポーツ・文化芸術の一層の振興を図る取組が求められています。

## ◆ 「チーム学校」の推進

複雑化・多様化した課題を解決し、子どもに必要な資質・能力をはぐくんでいくためには、教育に携わる教員一人ひとりの力量を高めていくことはもとより、学校のマネジメントを強化し、組織として教育活動に取り組む体制を創り上げるとともに、必要な指導体制を整備することが必要です。その上で、生徒指導や特別支援教育等を充実していくために、学校や教員がスクールカウンセラー<sup>※3</sup>やスクールソーシャルワーカー<sup>※4</sup>等の専門スタッフと連携・分担する体制を整備し、学校の機能を強化するなど、チームとしての学校の体制を整備することが求められています。

## ◆ 教育委員会と市長部局との連携強化

教育委員会の責任体制の明確化や迅速な危機管理体制の構築、首長と教育委員会との連携強化等を図ることを目的に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の施行〔2015（平成27）年4月1日〕に伴い、市長との協議・調整の場である総合教育会議や「教育大綱」の策定といった新たな仕組みを活用するなど、これまで以上に市長部局との連携を図るなか、より一層民意を反映した教育行政を推進することが求められています。

※3 スクールカウンセラー…学校で児童生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じ、カウンセリングをしたり、教職員や保護者に対して指導や援助をしたりする専門家のこと。平成7年以降、文部科学省が、暴力行為、いじめ、不登校などの問題の解決と予防のために、臨床心理士など専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを小・中学校、高校に配置した。

※4 スクールソーシャルワーカー…家庭環境等に起因するさまざまな課題を抱える子どもに対応するため、児童相談所や福祉事務所等の関係機関との連携や教員支援等を行う、教育・社会福祉等の専門的な知識や技術を有する職員のこと。

## ◆ 学校教育制度の多様化・弾力化

2006(平成 18)年の教育基本法改正、2007(平成 19)年の学校教育法改正により義務教育の目的・目標が明確化したことにより、小学校・中学校の連携の強化、義務教育 9 年間を通じた系統性・連続性に配慮した取組が求められており、多くの自治体では、いわゆる中 1 ギャップの解消を図ることなどを目的として、小中連携・一貫教育が地域の実情に応じて展開されています。

2015(平成 27)年 2 月に国が公表した「小中一貫教育等についての実態調査の結果」では、小中連携・一貫教育を実施した市町村のうち 96%がこれまでの取組の総合的な評価について肯定的な回答を示すなど、一定の成果が認められるところです。

このような状況を踏まえ、2015(平成 27)年には、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」が新たな学校の種類として学校教育法に規定されるなど、学校教育制度の多様化及び弾力化が図られています。



大分市初の義務教育学校(大分市立碩田学園)

## ◆ 次期学習指導要領等の改訂

次期学習指導要領については、2020 年度から小学校で、2021 年度からは中学校で順次全面実施が予定されています。

現在、国においては、次期学習指導要領の改訂に向け、新しい時代に必要となる資質・能力の育成(何ができるようになるか)のほか、育成すべき資質や能力を踏まえた教科・科目等の新設や目標・内容の見直し(何を学ぶか)、アクティブ・ラーニングの視点<sup>※5</sup>からの不断の授業改善(どのように学ぶか)等の視点に基づき検討が進められています。

また、幼稚園においては、2018(平成 30)年度に次期教育要領の全面実施が予定されています。

※5 アクティブ・ラーニングの視点…質の高い学びを実現し、子どもたちが学習内容を深く理解し、資質・能力を身につけ、生涯にわたって能動的(アクティブ)に学び続けるようにするため、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指す授業改善の視点。

## 6 これまでの取組状況

大分市では、2008(平成20)年度に策定した「大分市教育ビジョン」に基づき、これまで9年間、「思いやる豊かな心と生きがいをはぐくむまちづくり」の基本理念のもと、5つの基本的な施策に沿ってさまざまな具体的な施策を展開してまいりました。

この間、施策の進捗状況等について、自己評価や学識経験者による点検・評価を毎年実施し、取組の充実・改善を図ってまいりました。目標年度の前年度である2015(平成27)年度においては、具体的な施策に係る98の指標のうち、93(94.9%)の指標において達成または概ね達成の状況となるなど、これまでの取組による着実な成果が認められるところです。

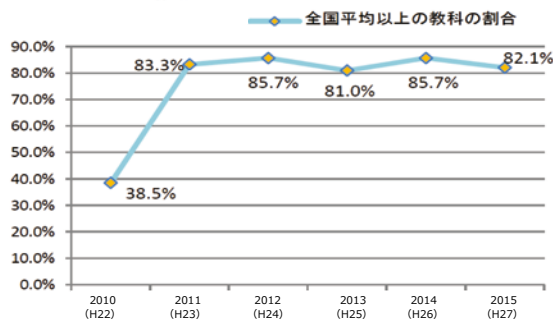
一方で、これまでの点検・評価により、目標を達成していない施策も明らかとなっており、取組の一層の充実・改善に努めるとともに、近年の社会情勢の急激な変化に伴う新たな教育課題への対応が求められています。

### 「教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価」より —2010(平成22)年度～2015(平成27)年度の指標の達成状況の推移(一部抜粋)—

#### 学校教育の充実(生きる力をはぐくむ教育活動の展開)

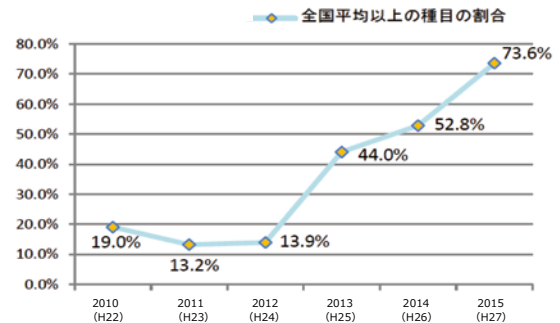
◆【具体的な施策】大分っ子基礎学力アップ推進事業の実施

- ・<指標> 市・県主催の学力調査で全国平均以上の教科の割合(70%以上)



◆【具体的な施策】子どもの健康や体力の増進

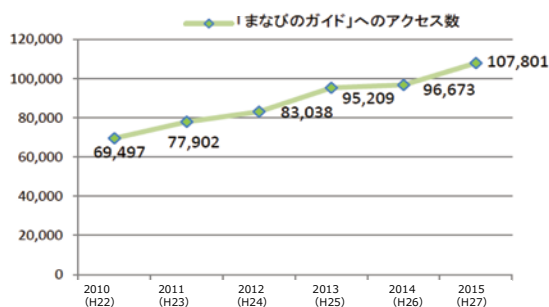
- ・<指標> 新体カテストで全国平均以上の種目の割合(60%以上)



#### 社会教育の推進と生涯学習の振興(学習情報提供活動の充実)

◆【具体的な施策】生涯学習に関する多様な学習情報の提供

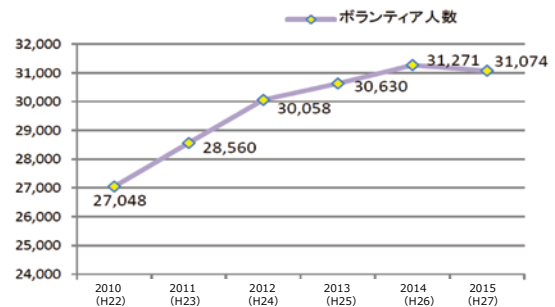
- ・<指標> 「まなびのガイド」へのアクセス数(8万件以上)



#### 青少年の健全育成(青少年の健全育成活動・社会環境整備などの推進)

◆【具体的な施策】大分市こどもの安全見守りボランティア推進事業

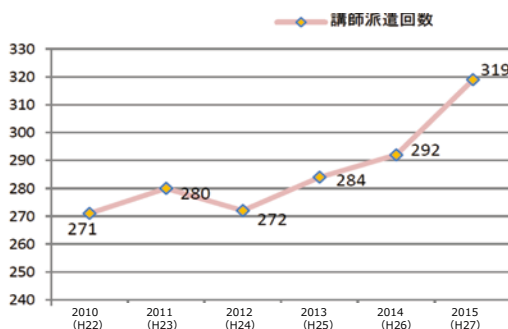
- ・<指標> ボランティア人数(3万人)



#### 人権を尊重する社会づくりの推進(人権啓発の推進)

◆【具体的な施策】人権啓発研修会などの人権啓発事業

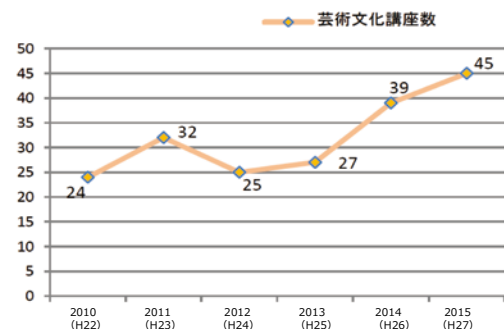
- ・<指標> 講師派遣回数(295回)



#### 個性豊かな文化の創造と発信(文化施設の整備や機能の充実)

◆【具体的な施策】文化活動を行う多くの市民が交流しあえる場の提供

- ・<指標> 芸術文化講座数(25講座)



## 7 基本理念

# 豊かな心とたくましく生きる力をはぐくむ

学校、家庭、地域の連携・協働のもと、未来を担う子どもたちの豊かな人間性や社会性をはぐくむとともに、個性を尊重し、創造性を伸ばすことによって、一人ひとりの可能性を最大限に引き出し、変化の激しい社会をたくましく生きる力をはぐくみます。

また、生涯にわたって、主体的に学び、文化・芸術やスポーツに親しむなど、だれもがうるおいや生きる喜びを実感でき、郷土に誇りの持てるひとづくりを進めます。

### 《目指す人間像》

- 夢や希望を持ち 「生きる力」をはぐくむたくましい子ども
- 郷土に誇りを持ち 生涯を通じて 自ら学び生きがいをはぐくむ 心豊かな大分市民



## 8 基本理念の実現に向けて

### (1) 6つの基本方針

大分市教育ビジョンの基本理念の実現に向け、6つの基本方針を定め、計画を推進します。

#### 基本方針1 生きる力をはぐくむ学校教育の充実

- 幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図るとともに、義務教育9年間を見通した小中一貫教育を推進することにより、「豊かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育成し、生きる力をはぐくむ教育を創造します。

#### 基本方針2 子どもたちの学びを支える教育環境の充実

- 子どもたちに質の高い学びの場を提供するため、家庭、地域及び関係機関との連携強化を図りながら、時代の要請に応える創意ある教育環境の整備・充実に努めます。

#### 基本方針3 社会教育の推進と生涯学習の振興

- 生涯学習社会の構築のため、学びの支援体制や機会・内容の充実に努めるとともに、地域力の向上を図ります。また、豊かな人間性や社会性をはぐくむため、地域で子どもたちを育成するための環境づくりを推進します。

#### 基本方針4 個性豊かな文化・芸術の創造と発信

- 優れた文化・芸術に触れる機会の拡大や本市独自の文化・芸術の情報発信、市民の主体的・創造的な活動の場の創出、文化財の保存・活用・継承に努め、文化・芸術を生かしたまちづくりを進めます。

#### 基本方針5 スポーツの振興

- 市民のだれもが身近な場所で主体的に自分の興味・関心・適性等に応じてスポーツに参画できるよう生涯スポーツを推進するとともに、競技スポーツの振興に努めます。

#### 基本方針6 人権を尊重する社会づくりの推進

- 同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向けて人権教育・啓発を推進し、一人ひとりが互いに人権を尊重し合い、ともに生きる喜びを実感できる地域社会の実現に努めます。

## (2) 2つの視点＜「縦の接続」と「横の連携」＞

本市では、基本方針に基づく施策を総合的に推進する上から、「縦の接続」と「横の連携」の視点による、つなぎ・つながる教育の展開を図ります。

### 「縦の接続」

● 学校教育段階はもとより生涯学習社会の実現の観点から、一人ひとりが、よりよく生きるための意欲と力を生涯にわたって高め、豊かなものにしていくことが大切です。



### 「縦の接続」

社会・  
上級学校へ

高等学校

中学校



学 校



家 庭



地 域

### 「横の連携」

● 社会全体で連携・協働して教育に取り組むことは、一人ひとりの主体的な参画によるコミュニティづくりや、よりよい社会づくりに資する上から重要です。



● 家庭教育と幼児教育、幼児教育と小学校、小学校と中学校など、それぞれの教育の役割や校種ごとの目標の達成に留意しながら、円滑な接続を図ることが大切です。



小学校

就学前

● 社会のさまざまな世代の人々や組織等が多様な形態で教育に関わることは、働くことや、社会とつながり社会に参画することの意義を身をもって子どもたちに示し、将来に向けてその視野を広げ、生きる意欲を高めることにもつながります。



※ 上記の「小学校」は、義務教育学校の前期課程（第1学年から第6学年）、「中学校」は、義務教育学校の後期課程（第7学年から第9学年）を含みます。